

令和3年第6回多賀城市教育委員会定例会議事録

- 1 会議の年月日 令和3年6月23日(水)
- 2 招集場所 市役所5階501会議室
- 3 出席委員等 教育長 麻生川 敦 委員 浅野 憲隆
委員 菊池 すみ子 委員 樋渡 奈奈子
委員 林 幹字
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため出席した事務局職員
次長兼教育総務課長 佐藤 良彦
理事兼学校教育監 伊藤 克宏
生涯学習課長 水越 森蔵
文化財課長 内海 年一
参事兼教育総務課長補佐 今野 一博
- 6 傍聴人 なし
- 7 記録係 教育総務課主査 北村 亮太
- 8 開会の時刻 午後5時
- 9 議事日程
日程第1 前回議事録の承認について
日程第2 議事録署名委員の指名について
日程第3 諸般の報告
事務事業等の報告
日程第4 議事
臨時代理事務 臨時代理の報告について(令和3年度多賀城市一般会計
報告第10号 補正予算(第3号)に対する意見)

議案第14号 多賀城市学校給食センター運営審議会の人事について

日程第5 その他

教育長

ただ今の出席者は5名であります。定足数に達しておりますので、これより令和3年第6回教育委員会定例会を開会いたします。

日程第1 前回議事録の承認について

教育長

はじめに、令和3年第5回定例会の議事録について、承認を求めます。

議事録については、事前にお配りしておりますので、本日は朗読を省略いたします。

前回定例会の議事録について承認を求めますが、御異議ありませんか。

(「ありません」の声あり)

教育長

異議がないものと認め、前回定例会の議事録については、承認されました。

日程第2 議事録署名委員の指名について

教育長

続きまして、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、多賀城市教育委員会会議規則第21条第3項の規定により、教育長において、浅野委員、菊池委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第3 諸般の報告について 事務事業等の報告

教育長

これより本会議に入ります。

はじめに、事務事業等の報告をいたします。報告については、事務局職員に朗読させますので、よろしくお願いいたします。次長。

次長

それでは諸般の報告を申し上げます。資料の1ページをお願いします。

令和3年第5回教育委員会定例会以降の事務事業の執行状況及び諸会議等の状況は、次のとおりです。

教育総務課関係ですが、6月5日及び6日の2日間にわたり、「第25回多賀城市中学校総合体育大会」が市内各中学校、中央公園、総合体育館等で開催され、熱戦が繰り広げられました。

6月14日から29日まで16日間の会期で、「令和3年第2回多賀城市議会定例会」が開催されております。教育委員会関係の議案では、本日、臨時代理事務報告をいたします「令和3年度多賀城市一般会計補正予算（第3号）」について、本会議及び予算特別委員会で審議されております。一般質問は、6月18日及び21日に行われ、教育委員会関係は2名から2件の質問が行われました。回答要旨は別紙のとおりです。

生涯学習課関係ですが、5月20日、「青少年健全育成多賀城市民会議理事会及び総会」が開催され、令和2年度事業報告、令和3年度の事業計画案などが承認されました。5月25日から28日まで、学校支援地域本部事業に係るネットワーク協議会（地域教育協議会）を中学校区ごとに開催し、今年度の運営方針等について意見交換が行われました。

6月1日、「青少年健全育成センター運営協議会」が開催され、令和2年度事業報告、令和3年度の事業計画案などが承認されました。

前回報告時以降に実施した主な社会教育事業等は、別表のとおりです。

文化財課関係ですが、6月5日から7月25日まで速報展「発掘された遺跡ー令和2年度の調査成果ー」を埋蔵文化財調査センター展示室で開催しています。

4ページの下段でございます。令和3年6月23日提出、教育長名、以上で朗読を終わります。

教育長

それでは、ただ今の報告について質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

教育長

それでは質疑がないものと認め、事務事業等の報告を承認します。

日程第4 議事

臨時代理事務 臨時代理の報告について（令和3年度多賀城市一般会計 報告第10号 補正予算（第3号）に対する意見）

教育長

次に、本会議に入ります。

はじめに、臨時代理事務報告第10号「令和3年度多賀城市一般会計補正予算（第3号）に対する意見」を議題といたします。

内容につきましては、関係課長から説明をいたします。次長。

次長

臨時代理事務報告第1号「臨時代理の報告について」、御説明を申し上げます。7ページを御覧願います。

これは、7ページにございますように、市長から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、「令和3年度多賀城市一般会計補正予算（第3号）」の調製について意見を求められましたことから、臨時代理により回答したので、報告するものです。

6ページを御覧願います。

こちらが、臨時代理書でございまして、令和3年度多賀城市一般会計補正予算（第3号）の調整について、令和3年6月2日付けで異議ない旨回答しております。

ここから、9ページ以降の臨時代理事務報告第10号関係資料「令和3年度教育委員会所管、一般会計補正予算（第3号）書」によりまして、順に内容を御説明いたします。

はじめに、14ページをお願いいたします。

表の右から2列目の補正額の欄でございます。

補正額の欄一番下に一般会計予算の歳出補正額の合計額が出ておりますが、今回の補正額の合計額は、1億869万2,000円です。補正後の総額は、その右隣の欄に記載の261億3,845万6,000円となるものでございます。

次に18ページの表の欄、太枠で囲んだ10款教育費がございまして、御覧ください。

教育費の歳出補正予算額については、今回の補正は3,715万6,000円の増額補正で、補正後の教育費は、30億3,840万2,000円でございます。今回は2項小学校費から4項社会教育費までの補正となります。

それでは、内容につきまして順次御説明いたしますので26ページ、27ペ

ーじをお願いします。

10款2項小学校費及び3項中学校費関係について御説明申し上げます。

今回の補正予算は大きく3点の増額理由となります。まず1点目は、令和3年3月18日に発生いたしました、多賀城小学校における蓄熱暖房機の火災事故に伴い、被害のありました普通教室の修復等の対応に係る経費でございます。ここで、この度の多賀城小学校火災事故の原因について御報告をいたします。火災の発生状況につきましては、本年3月22日に開催されました、令和3年第3回教育委員会定例会で御報告をさせていただきましたが、その際、火災の出火原因につきましては、現在消防において詳細を調査中であり申し上げております。今般多賀城消防署の見解といたしまして、多賀城小学校火災につきましては、暖房機の老朽化及びほこり、錆び等の複合的な要因がある中で、低温着火が推定されるとのことでございますが、原因の特定には至っていないとの報告が4月13日にされております。

また、今回の案件につきましては、蓄熱暖房機のメーカーが、国の経済産業省あて、製品火災に関する報告を行っているということでございます。今回の火災事故を踏まえまして、多賀城小学校の暖房器具の使用方針を改めて定めております。普通教室につきましては、昨年6月に設置をいたしましたエアコンの暖房能力が冬期間の使用でも十分対応可能でありますので、エアコンの暖房にて対応することといたしました。なお、特別教室におきましては、従来通りFF式の暖房機を冬期間使用することとしております。今回の火災事故を踏まえ、木質系の校舎であります多賀城小学校につきましては、蓄熱暖房機を使用しないことといたしております。今回の補正予算におきましては、熱源、これは灯油、LPガス、都市ガス等のコストの計算を行いながら、火災予防の観点から暖房機器の更新を行うための費用を計上しております。

2点目は、令和3年4月27日に発生いたしました白石市立の小学校での防球ネット倒壊事故を踏まえた、市内小中学校の緊急安全点検により、学校施設や設備等の修繕撤去等が必要となった箇所にかかる費用でございます。

3点目は令和3年2月13日の福島県沖地震以降、3月20日、5月1日と震度4以上の地震が頻発していることに伴い、市内小中学校の建物や施設設備に破損があり、対応が必要となった箇所にかかる経費でございます。

今回の白石市の事故及び度重なる地震におきましては、発生後速やかに市教育委員会から各学校へ連絡をし、被害の有無及び被害状況の把握を行うとともに庁内関係課の協力を得て、緊急性等の判断を行っております。

白石市の事故を踏まえた学校施設の点検におきましては、市内小中学校から14箇所の対応要望箇所の報告があり、早急に修繕・撤去等の必要な箇所は既

設予算で対応したところです。今回の補正予算では、中学校2校分を計上させていただきます。

今後は、毎月5日までに学校から市教育委員会へ報告を行う学校施設の自主点検項目に、校庭の遊具やバックネット等の工作物を含めて点検を実施し、学校環境の安全安心に努めてまいります。

それでは、26ページ、27ページをお願いいたします。事項別明細書で補正予算の内容を説明いたします。

10款2項1目小学校費の学校管理費で2,142万1,000円の増額補正でございます。説明欄1学校施設維持管理事業[小学校]は次のページをお願いいたします。

10節需用費で1,719万1,000円は、先ほど御説明をいたしました、多賀城小学校普通教室における蓄熱暖房機の火災事故に係る教室修繕の費用で、981万2,000円と、度重なる地震により被害を受けた学校施設のうち多賀城小学校西側擁壁のブロックが飛び出た箇所及び一期校舎南側の屋上に設置してありますエアコンの室外機の配管等が破損した箇所に係る修繕の費用で737万9,000円でございます。

次の説明欄2学校環境整備事業[小学校]は10節需用費の423万円は、先ほど御説明いたしました、多賀城小学校の普通教室以外に設置してあります蓄熱暖房機を更新するための暖房機設置設計業務に係る費用の委託料の418万円と、事務用品代の5万円でございます。

次に10款3項1目中学校費の学校管理費で321万7,000円の増額補正です。説明欄1学校施設維持管理事業[中学校]は、10節需用費で291万5,000円は白石第一小学校の事故を踏まえて実施した市内小中学校の緊急安全点検で危険性があると判断いたしました第二中学校の東側に設置されております防砂プレートの修繕料で、腐食した木製支柱及び老朽化しております防砂プレートを新たなものに更新する費用でございます。次の17節備品購入費30万2,000円は同じく緊急安全点検で危険性があると判断いたしました多賀城中学校の式台、これは校庭にあります朝礼台でございますが、この更新にかかる費用でございます。

生涯学習課長

次に、10款4項2目社会教育振興費ですがこちらも文化センターと山王地区公民館の修繕等の費用を補正させていただくものです。原因は、先ほど学校の方の説明でもありました2月と3月の地震によるものと、4月の教育委員会定例会でも御説明させていただきました文化センターの改修に係るものでござ

います。

4項2目社会教育振興費で971万3,000円の増額補正です。説明欄1の文化センター管理運営事業、修繕費181万5,000円は、本年2月13日の地震発生後から、文化センター北側のトイレ、これは、上下水道部庁舎の方の出入り口付近にあるトイレですが、複数回排水できなくなるということが起きておりました。高圧洗浄等に対応しておりましたが、原因を特定するため、汚水管内を検査用カメラで調査したところ、配管のつなぎ目が上下にずれていることが確認されましたので、これを修繕するため、必要な費用を補正するものでございます。

次に、説明欄2文化センター改修事業、委託料789万8,000円は、大ホール及び館内全てのトイレ改修の設計に係る費用と、これに合わせて建材のアスベスト調査を実施するための費用を補正するものでございます。財源につきましては、国庫支出金、これは地方創生推進交付金となりますが、事業費の2分の1ほか、記載のとおりでございます。

次に、3目公民館費で280万5,000円の増額補正で、説明欄1山王地区公民館管理運営事業は、本年2月13日、3月20日の地震によりエントランスのタイルや駐車場など、建物外構部分の舗装にひび割れや段差が多数発生していることから、利用者が快適に利用できるよう修繕するため、必要な費用を補正するものでございます。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次長

続きまして歳入の説明に入ります。議案の24ページ、25ページをお願いいたします。21款5項2目雑入で教育総務課関係説明欄1の雑入は歳出の方で御説明を申し上げました、多賀城小学校火災事故に係る教室修繕費用の建物共済保険料981万2,000円で修繕費用の全額が保険で補填されます。

22款1項3目教育債は、先ほど生涯学習課長が御説明いたしました文化センター改修費用に充当するものでございます。

以上で、歳入の説明を終わります。

なお、本補正予算案につきましては、明後日、6月25日の令和3年第2回市議会定例会の予算特別委員会において審議されることとなっております。以上で臨時代理事務報告第10号の説明を終わらせていただきます。

教育長

それでは、ただいまの説明について質疑はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長

質疑がないものと認め、臨時代理事務報告第10号を承認いたします。

議案第14号 多賀城市学校給食センター運営審議会の人事について

教育長

次に、議案第14号「多賀城市学校給食センター運営審議会の人事について」を議題といたします。

内容につきましては、次長から説明をいたします。次長。

次長

それでは、議案第14号多賀城市学校給食センター運営審議会の人事について、御説明いたします。

本件は、多賀城市学校給食センター運営審議会委員の任期が満了することに伴い、新たに委員を委嘱するものでございます。

32ページを御覧願います。多賀城市学校給食センター運営審議会委員につきましては、令和3年6月30日をもって任期満了を迎えますので、多賀城市学校給食センター運営審議会委員新たに13名を委嘱するものでございます。

多賀城市学校給食センター条例施行規則第3条第1号に掲げる市立学校の校長として、多賀城小学校長 丸田浩之氏、天真小学校長 佐々木朝海氏、城南小学校長 松浦晃弘氏、第二中学校長 浅野芳博氏、高崎中学校長 高野薫氏、

同条第2号の児童生徒の保護者として、多賀城東小学校父母教師会長 小原徹氏、山王小学校父母教師会長 鈴木慶喜氏、多賀城八幡小学校父母教師会副会長 吉川麦氏、多賀城中学校父母教師会長 大竹優也氏、東豊中学校父母教師会長 荒若健志氏、

同条第3号の関係行政機関の代表者として、塩釜保健所環境衛生部総括次長 川端淑子氏、同条第4号の学識経験者として、塩釜地区薬剤師会薬剤師 叶左江子、仙台農業協同組合多賀城支店長 遠藤剛氏の13名でございます。

33ページをご覧ください。関係例規等（抜粋）の中段ですが、多賀城市学校給食センター条例第5条の3に「委員の任期は、2年とする。」とありますので、新たに委嘱する委員の任期は、令和5年6月30日までとなっております。説明は以上です。

教育長

それでは、ただいまの説明について質疑はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長

質疑がないものと認め、これより採決に入ります。議案第14号について、御異議ありませんか。

(「ありません」の声あり)

教育長

それでは、異議がないものと認め、議案第14号について原案のとおり決定いたします。

日程第5 その他

教育長

次に、日程第5その他に入ります。

各委員等から、議題としたい事項等はありませんでしょうか。樋渡委員。

樋渡委員

発達障害のお子さんの事で、幼稚園、保育園と関わっている中で就学時前という事で市の方とも色々な意見交換があり、小学校ともいずれは繋がっていく中で、最近の保護者の方におかれては、お子さんの発達障害に関して気づきが少ない方がいらっしやって、園の方でもどのように進めていいのかわからない、幼稚園や保育所で生活する分には対応できるけれども、小学校に入った時に集団での生活に対応できないケースがありますので、できればその前に幼稚園、小学校、市の教育委員会との連携をもっとスムーズに行えるといいのではないかと考えておりました。なかなか意見が出ないとうまくいかないの、こういう意見があるということ認識していただければと思います。保護者の方の気づきや認識が無いと、なかなか難しいというときに幼稚園の中ではカバーできるけれども、小学校に入ってくるともっと団体生活が厳しくなる中でそれに対応できなくなっていくときに、予備段階として対応できればと思いましたので御検討いただければ

と思います。多賀城市としてそういった受け皿的なものがあればと思っております。

教育長

学校教育監

学校教育監

ただ今御意見を頂戴した件につきましては、現在、教育委員会でも重点的に手厚くしようと考えているところではございました。もとより幼保小連携という言葉がありまして、幼稚園、保育所と小学校が繋がる方法をとっており、各学校でも1月、2月、3月あたりに、幼稚園、保育園の先生方とどういったお子さんが入学してくるかということ、情報交換を行い、そのお子さんにどういった対応ができるかを考えているところを各学校で地道に取り組んでいるところではあります。このように、保護者の方の気付きという点については、多分保育園、幼稚園の先生方も御苦労なさっているところで、もちろん小学校でも、そのところを気付いていただくということについては、教育相談、担任の働きかけ等々を地道に行い、理解をしていただいている難しい問題でございます。

多分、発達障害を抱えるお子さんというのは、御家庭では自分のペースで生活ができるので見えにくいというところがありますが、同じ年代の子が多数集まって一緒に何かしましょうという機会のある集団生活の場においては、顕著にそれが出てくるのですが、御家庭ではマイペースで生活できるのでなかなか保護者も気付きが得られない、保護者の方々も気が付かないということがあるかと思えます。その点については、就学指導の相談、システムを手厚くしながら、相談体制も充実させたいところではございますが、そこも保護者のニーズがないと相談もできないというところで、学校でもこのところを保護者に情報提供しながら、お子さんの学校での様子を伝えながら、御理解いただいて、相談機関と繋がってみませんか等々の働きかけもしなければならぬというところではございます。もちろん、これからも丁寧に行っていかなければならぬと、目線合わせをしているところではございます。まだまだ課題が多いところではございますので、私共も専門機関と繋がりながら充実させていきたいところではございます。

教育長

システムとしては、10年前から教育委員会と福祉部局で幼保小連絡会というものをやっております、年間5回の会議をしております。5月の段階で、幼稚園、保育所の方に、発達障害でお困りの保護者の方へ呼びかけの文書を配って

くださいというお願いをして配っていただいて、これから学校へ上がるまでの不安な事があつたりする方々を対象に説明会を行っており、今年ももう終了しております。

そこになかなか上がってこない保護者の方がいるということで、保育所、幼稚園の先生が気になるお子さん達の情報を交換しながら、やっていけばいいなということをお話ししてございまして、そのあたり少し不安になったお子さん方の相談会を今年から秋ごろに呼びかけてやってみようということで取り組んでおります。スクールカウンセラーさんがいらっしゃいますので、その方々も相談をということで考えたんですけども、県の方から未就学の子は駄目なんですと言われたものですから、その辺りはスクールソーシャルワーカーの方に御協力をいただいて、夏に相談会をすることにしております。幼稚園の先生や、保育所の先生から誘っていただかないとどうしても出てきていただけないところがあります。樋渡委員。

樋渡委員

先生方が認識しておられても、親御さんが気付いておられないというか、お子さんがそういう場合は、保護者の方もそういう傾向があつたりするところで、その辺が難しいところで、それを幼稚園でもなかなか言い出せないの、市の方の発達障害に関するところが入って進められるようなシステムがあればいいなと思っております。よろしく願いいたします。

教育長

その他ございますか。学校教育監。

学校教育監

前回の定例教育委員会のその他の時間の中で、本市のコミュニティ・スクールの導入につきまして、御説明させていただきました。

本日は、前回の内容に対してご意見を頂戴いたします。

また、本日は、コミュニティ・スクール導入の理解を図るための教職員・保護者向け資料の案を用意させていただきました。これにつきましても御意見をいただければと思います。

教職員・保護者向けの資料ですが、現在各学校の校長先生の意見を聞いているところです。この資料は、忙しい保護者に目に留まるようにイラストを多くし、地域の教育力を取り入れた学校の方向性を示しているものです。これにつきましては、今後、関係各課、教職員の意見を踏まえて9月に配付を予定しております。

本日この資料につきましても、御意見をいただければと思います。よろしくお願いたします。

教育長

何かありましたら、御質問でも御意見でもお願いたします。浅野委員。

浅野委員

質問というか、はっきりしないところで確認の意味も込めてですが、まず、今年度中に先進的に実施している地域の視察なども含めて準備を進めていき、まず令和4年度に、試行をするということですね。これはどういう形での試行、例えば10校の小中学校のうち、1つか2つか学校を選んでというような形にするのか、そのへん辺りの方向をどう考えているのでしょうか。そして、1年間の施行を踏まえて、令和5年度には完全実施したいということなんですけれども、これは後になると話が深まっていく部分ではないかとも思いますが、1つ心配なのが1年間の施行のやり方にもよりますが、1年間の施行ののち次年度に完全実施に持っていくというのは、完全実施の初年度が一番大事になるので、そんなこと言ったらいつまでたってもできないですが、4年度の施行ですぐ完全実施に行くのは無理がないのかなという心配、疑問があります。今の学校評議員制度というものは、これに包括されるようになっていくのかと思うのですが、そのような理解でよろしいでしょうか。現行の学校評議員制度の価値みたいなもの、メリット、デメリットを教育委員会ではどのように考えているのでしょうか。ただ単に、結局集まっている人数が多くなってきちゃごちゃになる恐れもあります。そのあたり、今の段階での学校評議員制度の総括を教育委員会としてどのように抑えているかということと、それに付随して今年度の色々な調査計画、来年度の試行までにはいいですがそこからの完全実施への進め方について遺漏はないかどうか、深くお聞きしたいところです。

教育長

学校教育監。

学校教育監

御意見ありがとうございます。仰る通り、令和5年度に全10校が完全実施、完璧なコミュニティ・スクールをできるというのは、なかなか難しいのではないかなと私共も考えております。そういう意味では試行についても、模索の1年間

を学校にお願いすることになるのではと考えております。そして、1年でコミュニティ・スクールの内容が全て完結するのではなくやっていくうちにどんどん輪が広がって、地域にスポンジに水がしみこむように広がって行って、数年後に地域を丸抱えにした大きな学校運営になるよう幅広く完成していき、どこが完成かというのは難しいところですが、教員が3年、5年で入れ替わっても学校を支えるカラーは変わらずにということで、非常に安定した学校経営、それから地域の支えが生まれるのではないかとこのところではあります。

令和4年度にどこかにお願いするにしても、そのシステムとか皆で共通理解をして、勉強し合いながら作っていきましょうということで1年間は恐らく終わってしまうのではないかとこのところではあります。そして、完全実施でやりながらですが、その中で地域独自の取組とか支援をどんどん入れていただき、運営協議会同士の連携の研修会も行っていきたいと考えておりますので、多賀城市全体で協議会をスケールアップしていくかということのも情報交換でやっていけたらということです。1年目というのはよくシステムを御理解いただき、機構作りや今やっているものをうまく取り入れていただくということで推移するのかなと思っているところです。もしかすると1年目はさほど変わらないのではないかとこのところではあります。終わってしまう可能性もあるのではないかと、ただし、その中身として話し合いのシステム的には変わっていただけたらということです。学校評議員につきましては、学校経営に対する意見も頂戴しているところで、この学校もきちんとやっていただいていると認識しております。学校評議員の良さは認めているところで、ここから学校運営協議会制度に行くところで、良さを含めながら、さらにもっと地域と学校がやりとりできる機会という事でステップアップできる一つの機会だと捉えておりますので、学校評議員制度も土台にしながら、運営協議会への変化ということで、さらに強力になっていったらいいのかなと思っているところです。

教育長

浅野委員。

浅野委員

今年度は先進地視察とか、PTAとの協議とかありますが、それぞれの学校のPTAの方々の御理解がスムーズに進むのかということの方が大きなところかと思えます。保護者の代表の方、地域の代表の方、活動の推進員の方、この方々もこういった方がその学区内でこの趣旨に合うような地域の代表の方はどういう方がいて、どんな風なスキルをお持ちかというのは、PTAの保護者の間から、

こんな人がいるとか裾野が広く集まってこないと今までと同じように、何かの会の代表であるとか、そういう風を選ぶのが簡単だからとなる傾向があるのですが、今年度、来年度の試行に向けて、試行に取り組む学校だけではなくて、他の学校も具体的に学区内にどんな人材の資源があるのかというところを、今の内から意図的に探していくことも大事ではないかなと思いますので、学校で意思の疎通を図って良い形で進んでいければと思います。また何かありましたらご報告をお願いいたします。

教育長

学校教育監。

学校教育監

御意見ありがとうございました。校長先生方からも、試行する学校をどのように選ぶのかと不安の声が上がっております。御意見を参考にさせていただいて、P T Aと繋がりながら、P T Aがネットワークを持っている地域の方々を選出して作っていくのが大事なのかなと思いを新たにしました次第です。また、P連の理事会の方にも打診をしておりますので、9月頭に市教委との話し合いの機会がございますので、そもそもコミュニティ・スクールとは何なんだという話もP T Aの方からいただいておりますので、そこでP T Aの方々にも丁寧に説明出来たらと考えているところです。それまでにこのリーフレットができればいいかなと思っていますのでございます。

教育長

やはり、話し合いをしながら進めていかなければと思っておりますので、形が最初にあるというよりも、皆さんと意見交換をしながら作り上げていくという形を作りたいと考えております。完全実施が令和5年度となっておりますが、もしかしたら令和5年度ではないかもしれません。林委員。

林委員

学校運営協議会というのは、これができることによって、P T A、地域の方々がやっておりますが、これの上部にあたる団体にイメージ的にはなるのでしょうか。

教育長

生涯学習課長。

生涯学習課長

林委員にも御参加いただいております学校支援本部事業は表の地域学校協働本部、今だと学校支援本部になっているのですが、名前が変わりまして、わくわくの方と支援事業の方が協働教育の意味で一緒になって、学校運営協議会が学校側の協議会で地域学校協働本部というのが地域側の本部ということで、地域で協働していくという両輪で回っていくというイメージになります。ということなので、上位という事ではありません。

教育長

林委員。

林委員

それは分かるんですけども、PTAはPTAで活動をしていて、地域コーディネーターを私はやっておりますが、地域コーディネーターは学校と連携をとってやっていて、今と何が変わるのかということになると、学校運営協議会で議題が何なのか、細部に関する事まで話し合いがなされるのか、ちょっと不透明な点が多くて、結局学校の方針がこうですよ、PTAはこうしてください、地域では地域学校協働本部はこういうのをお願いしますという風に下りてくるのか、じゃなかったら結局変わらない、まとめただけの組織なのかそこら辺はどのようなイメージになっているのでしょうか。

教育長

生涯学習課長。

生涯学習課長

地域学校協働本部ですと、今までやっていることと正直そんなに変わらないのは事実です。学校からの要望によって、コーディネーターがボランティアさんを集め、学校に入っていく、もしくはわくわく、放課後子ども教室で地域のボランティアの方が子供たちの勉強や遊びを教えるというような形で、その情報共有が一つになって地域学校協働本部いう形にはなりますけれども、今までの活動とはそんなに変わらないということにはなりません。

今の懸案、課題となっていますのは、コーディネーターさん頼りの活動となっている部分がありますので、ここにも書いてありますけれども地域の保護者と地域の皆さん、その他にも例えば大学や高校とかその地域の企業なども巻き込みな

がらやっていければ、地域で学校を支えていけるというような活動がもう少し強固なものになるのかなという風に考えております。

教育長

林委員。

林委員

何となくは分かるんですけども、学校運営協議会というのは何を議論するのでしょうか。

教育長

学校教育監。

学校教育監

今までも評議員さんと共に意見を交換してきたところでございます。そこで学校長が運営方針を発信して、今はこんな方針です、じゃあこうやっていきましょうというのが、もう少し人も増えまして、具体的に、ここら辺は進んでいく中で学校毎に運営方針になっていくので、一概にその例をお話しできるということではないのですが、地域の方から御意見をいただいたら、そこでこうしましょう、地域でもこうしましょうという相互で子供達を見守る体制をここで話し合っていてここで方向を定めたり、それから、この中で地域もこのようにやっていきます、学校もどうですかという話をいただいて学校の子供達のプラスになったり、より地域と関わることができるようになったりという事で、今までだと学校の経営方針について話をする場であったのですが、今度は地域の方々の思いも加味しながら、皆で子供達を見守っていきましょうという話合いの共通の土台にシフトしていくところがございます。ですので、今までと違うというところはこれから色が出てくるところなので、そのところはなかなか説明が難しいところです。

教育長

学校運営協議会というのは、学校の方針を認めるということではないのですか。今までは学校評議員は色々な意見をいただいた上で、学校が方針を決めていた。今回の学校運営協議会というのは、学校の運営方針、経営方針というものを学校が協議会に提案します。その提案を協議会が認めなければ、もう1回考えるという事ではなかったのでしょうか。ですから、一緒に学校の経営方針を協議し地

域に認めてもらうという作業が必要になるのではなかったでしょうか。学校教育監。

学校教育監

このリーフレットではその部分が薄まっておりまして、前回お渡ししております絵の方には、明解に書いてあります。説明が足りず申し訳ございません。ここが大きいところです。

教育長

今までは学校が独自にやっていて、そこに御意見を渡す方だけだったのが、学校の方針を協議会が認めという作業が今回出てくるので、ちょっと違うんじゃないですかという話になると、もう一回論議をするという形になります。最終的には、学校の運営の中に地域の人達の色々な意見を入れていきたいという部分があるんですけど、まずは大きな方針という部分を認めてもらうというところで、協議会の人達に参加していただき、様々な御意見というものを共有していく、逆に学校の今までの情報というものをなるべく地域の人達と共有していくという部分をこの運営協議会の中でやっていくということだと思います。学校と地域の人達が学校運営について、なるべく一緒にやっていくという方向に向かいたいというのが運営協議会の意味なんだと理解しています。まずは方向性を認めていただくというところがまず一番ということになるのかと思います。一緒に作るという感じになるのではないのでしょうか。林委員。

林委員

今までだと、PTA側からすると学校の方針は総会の場合などでこういう風にやりますよという感じなのが、それを地域の人とPTAの方などの代表で話し合うのがメインになるのでしょうか。

教育長

話し合うというか、学校側からの提案になる感じですか。林委員。

林委員

提案されて、共に作り上げていくということで、大まかなところを見る協議会になるのでしょうか。

教育長

大まかというか方向性です。学校教育監。

学校教育監

枝葉の部分の話をしてしまいました。申し訳ございません。

学校が子供達の実態に応じて、子供達をこういう風に育てていきたいなという話と、地域の方々からもこういうところが欲しいんだというところをうまく融合させる会がこの協議会という形になるので、地域の思いも学校は受けとめながら経営していきたいというところで、話合いがあって、年に何回かある会議で1回は方針を確認し、その他は現状や課題を確認しあったり、てこ入れでこういうのをしましょうといった話合いでを協議会で何回も行われるイメージかと思います。

教育長

今までもやっていなかったかと言うとそうでもなくて、例えば古代米の具体的な話については、その都度学校に提案してもらったりしてやってみようかなというところもありますし、そういう道筋を付ける方向性だと思っているところです。この辺を理解していただくのがなかなか難しいと思います。そこのところの規則、学校運営協議会規則というものができて、その中でやる事が書かれていく形になると思います。林委員。

林委員

その規則はもう出来上がっているのでしょうか。

教育長

これからです。今年先行して塩竈市で2校か1校やっているはずですが。そのところでは規則を作ってやっているのではないかと思います。浅野委員。

浅野委員

その規則を作成するにあたっては、改めて御提案があるということになるんですよね。

教育長

はい。そのようになります。仙台市でもやっていますし、そのようなところの規則を基に御提案をする形になります。来年試行するためには必要になります。林委員。

林委員

この間の市P連の臨時会でも教頭先生からも依頼が上がっていて、教育に係る懇談会で各校のPTA会長と話をするという事で、皆さんどういふ事かと色々といふ気になされていました。

教育長

できれば何回か意見交換をできればと思います。林委員。

林委員

そこで何を協議するのかといふ事がわかっていて、どういふ人、地域の方といふのはなかなか難しいといふところにもなってくると思ふので、それがわかればと思いますので、よろしくお願ひします。

教育長

菊池委員。

菊池委員

前回資料をいただきて見させていただいた時に、これからは勉強だけじゃなく自然に触れたり、ゆとりの時間が大事にされるようになるのかなと私なりに感じたところではあります。地域の色々なおじいちゃん、おばあちゃん、自然や風習を知っている人と触れ合う時間、今までもしていたのかもしれませんが、よりそういう時間が大事に考えているのかと解釈してました。先ほどもお話にありました、発達障害のお子さんや不登校の子供達がいふこういうコミュニティ・スクールになることで、生きやすくなるよなになればいいなと思ひました。

文面の中でとてもいいなと思ひた部分が2箇所ありまして、27番の大人も子供も学び続ける社会を共に作っていく必要があるといふところで、これは生涯学習課としても多賀城市の第2期基本計画の中に「夢と希望が輝く誰もが成長できるまちづくり」とありますので、ここは大人も子供も幸せを感じながら関わってくれるといふなと思ひます。

そして、34番でこれから委員の構成といふことで、これから決められると思ひますけれども、この中でおやじの会の代表とあつて、今は多分、城南小と、高崎中学校しか無いのかなと思ひます。前は天真小もあつたのですが、若い方の考えもこの中で青年会に出したりもしていますし、PTAはもちろんのことですが、例えば幼稚園とかいふところの父兄の代表の方に入つていただくのも子供

達がこれから何をしたいか、どういう事に親が困っているか、どういう事をしてほしいか、幼稚園や保育園の代表の方というのも一つかなという感じがしました。各学校でこうしたいという事を色々詰められると思います。

教育長

ありがとうございます。その他ありますでしょうか。今日で終わりではなく、今後も御意見をいただきながらやっていかなければならないことになりますので、継続でお話をいただいきたいなと思っているところです。樋渡委員。

樋渡委員

今のコミュニティ・スクールというのは上で理想化された形があって、それを地域で具体化しましょうというふうに捉えてしまうんですね。その時に、地域の委員の方にしても、各関連施設の方にしても思いはたくさん持っていると思うんですね。だから、何とか委員と言うとその中だけではなくて、もっと色々な委員という事ではなくて勝手に意見を言うことができるような会があってその中で盛り上げると、普通では考えられないような意見が出てきたり、実際のお母さんはこう考えているとか、地域の方々についても、実はこういう思いがあるんだよとかそういう生の声を掬い上げながら形作っていくような何かがあるといいのかなと考えています。先日、知人からコーディネーターの方かコミュニティ・スクールの方かよくわからなかったのですが、コーラスの指導に行っているという話があったので、そんなに進んでいるのかな、そういう芽が出ているのかなと感じたところです。

教育長

生涯学習課長。

生涯学習課長

今も学校支援本部事業という事でやっており、林委員にも地域コーディネーターをやっていただいておりますが、学校から地域の歌の上手な方はいませんかと依頼がありましたら、地域コーディネーターの方が、地域のそういう方を学校に紹介してその中でボランティアとして、学校の授業の中で活動するというようなことは平成21年頃から既に行っております。今は中学校区で支援本部があって、全10校でそのような活動をしております。

ただ、去年はコロナで相当件数が減ってございました。先ほどの諸般の報告でも上げさせていただきましたが、5月の末に全4区の地域コーディネーターの方と、

学校の地域担当の先生と、生涯学習課とで集まって今年度地域で学校に支援できる部分についてどのような形にしましょうと話し合いをしました。その中で、コロナ禍ではあるものの、やれるものはやっていこうという事になりました。

ただ、一番要望が多いのはミシンがけの授業であったり、裁縫の授業であったり、学校の先生が一人で対応が難しい部分を、地域の方々に来ていただいてやっていただいていたんですけども、コロナ禍で裁縫、ミシンを教えるのは距離が近いのでどうしたらいいのかなと、話し合いをしながらやれる方法を模索しているところでした。

学校にある小さい畑を地域の人でやってみたりですか、菊池先生の方にも御協力をいただくという事でお話ししておりました、今後、芸文協会の方でも学校で何かできるものがあれば協力したいという事でお申し出をいただきましたので、そんな事も紹介させていただいて、学校の方で要望があればお手伝いをいただくという形で、多賀城市ではそのような活動は一昨年までは盛んに行われておりました。

教育長

全国で調べても多賀城市は結構盛んに行われている方です。それを整備するという形でやれるのではないかなと感じているところです。御意見ありがとうございます。今後も御意見をいただきながらやっていかなければならないこととなりますので、継続でお話をいただいきたいなと思っています。よろしく願いいたします。その他ございますでしょうか。学校教育監。

学校教育監

お知らせでございます。

多賀城市立学校教職員に対する新型コロナワクチン接種について御説明いたします。一般の接種に影響がない、特別の枠で多賀城市立小中学校に勤務する教職員の希望者に対して、ファイザー社製のワクチン接種を昨日22日から開始しました。

接種範囲は、県費負担教職員、市費職員、委託職員、ALT、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等、教育に関わり児童生徒に接する機会のある職員を対象とし、多賀城市以外に居住する教職員も接種可としております。

接種開始は、令和3年6月22日（火）昨日からで、現時点では、土日も接種して7月26日（月）までに希望職員が接種終了の予定です。

接種会場は、多賀城市文化センター小ホールで、1日当たり30名の接種の計画ですので、1校当たり2人から5人程度の計画で接種してまいります。

基本的に希望接種でありますので、希望しない方への人権的な配慮もしております。約400名の教職員の内360名程度が希望し、全て接種すると90%の教職員が接種済みということになります。以上でございます。

教育長

これは御報告という事でよろしいでしょうか。その他はございますでしょうか。文化財課長。

文化財課長

それでは、文化財課から御連絡させていただきます。本日、お手元の方に速報展のパンフレットを配布させていただきました。6月5日から7月25日まで開催しておりますので、機会がございましたら、ぜひ御覧になっていただきたいと思うところがございます。よろしく願いいたします。

教育長

今回発掘されたものには、平仮名が書かれた土器があります。林委員。

林委員

南門の見学会は予約制になるのでしょうか。

教育長

文化財課長。

文化財課長

予約制ではございません。6月19日の一回目の見学会につきましては、合計で363名の方に御来場いただきました。

教育長

雨の中たくさんの方に来ていただきました。他に何かございますか。

(「ありません」の声あり)

教育長

それでは以上で、本日の日程をすべて終了いたします。

これもちまして、令和3年第6回教育委員会定例会を閉会いたします。

午後18時15分閉会

この議事録の作成者は次のとおりである。

教育総務課主査 北村 亮太

この議事録の正確なことを認め、ここに署名する。

令和3年7月28日

多賀城市教育委員会

教育長 印

委員 印

委員 印